

# 平成19年度土地家屋調査士試験受験案内書

## 法 務 省

この試験は、土地家屋調査士法第6条の規定に基づいて行われるものです。詳細は、土地家屋調査士法並びに同法施行令及び同法施行規則を参照してください。

なお、この案内書について不明な点がございましたら、§8の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課にお問い合わせください。

### §1 受 験 資 格

1. この試験は、年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができます。
2. 測量士、測量士補、一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者又は午後の部の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験に合格した者を除く。）（以下「認定者」といいます。）は、その申請により午後の部の試験が免除されます。

### §2 受 験 申 請 手 続 及 び 受 付 期 間 等

#### 1. 受験申請書等用紙の請求先

- (1) §8の表の②欄に掲げてあるいずれの法務局又は地方法務局の総務課でも交付を受けることができます。
- (2) 郵便により請求する場合には、封筒の表に「土地家屋調査士請求」と朱書きした上、返送用として郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手(90円)をはった定形の郵便封筒を同封してください。

#### 2. 提出書類等

- (1) 土地家屋調査士試験受験申請書(1)、同(2)、写真票及び筆記試験受験票（ただし、平成18年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者であって今回の筆記試験の免除を受けようとする受験者（以下「筆記試験免除申請者」といいます。）は、筆記試験受験票への記入は不要です。）
- (2) 受験手数料7,200円（収入印紙で納付）  
(注) 1. 収入印紙は、受験申請書(2)の所定の欄にはりつけてください。  
2. 受験手数料は、受験しなかった場合でも返還しません。
- (3) 写 真  
脱帽して正面から上半身を写した背景のない写真（申請前3か月以内に撮影したもの、大きさ縦5cm、横5cm）を写真票の所定の欄に完全にはりつけてください。  
なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真をはりつけてください。
- (4) 午後の部の試験の免除を受けようとする受験者についてその資格を証する書面等  
午後の部の試験の免除を受けようとする受験者は、その資格を証する書面の原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。  
なお、午後の部の試験の免除を受けようとする受験者が郵送により申請する場合には、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）をはった原本返送用の封筒を同封してください。  
(注) 1. 資格を有する書面とは、測量士又は測量士補にあつては登録済通知書、登録証書、試験合格証書、資格が認定される学校の卒業証明書及び成績証明書等が、一級建築士又は二級建築士にあつては免許書、試験合格通知書等が、認定者にあつては認定通知書が、筆記試験に合格した者がその後に行われる午後の部の試験の免除を受けようとする場合にあっては筆記試験合格通知書がこれに当たります。  
2. 受験申請の受付期間内に申請をした受験者のうち、当該期間経過後に上記資格を取得した者は、平成19年7月30日（月曜日）午後5時15分までに、その資格を証する書面を、既に交付を受けた受験票とともに、受験票の交付を受けた§8の表の①欄記載の管区法務局又は那覇地方法務局に提出して、午後の部の試験免除の取扱いを受けることができます。  
これらの手続は郵送により行うこともできますが、郵送による場合には、7月30日までの消印のあるものに限り、受け付けます。
- (5) 筆記試験免除申請者についてその資格を証する書面  
筆記試験免除申請者は、平成18年度の筆記試験合格通知書原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。なお、郵送により申請する場合には、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）をはった原本返送用の封筒を同封してください。

#### 3. 受験申請受付期間

平成19年5月28日（月曜日）から6月8日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

なお、郵送による申請は、6月8日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(注) 筆記試験免除申請者も、同期間内に申請してください。

#### 4. 受験申請書類の提出先等

(1) 受験申請書類を持参して申請する場合は、受験しようとする試験場の所在地（受験地）（§8の表の①欄参照）に対応した法務局又は地方法務局（§8の表の②欄参照）の総務課に提出してください。申請に当たっては、申請者に都合の良い受験地を選んでください。

例えば、東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、§8の表にあるとおり、東京法務局の総務課又は横浜地方法務局から新潟地方法務局までのいずれかの地方法務局の総務課に提出してください。

(2) 受験申請書類を持参して提出する場合であって、筆記試験免除申請者の場合は、口述試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）（§8の表の①欄参照。ただし那覇地方法務局の管轄区域内の受験地を除く。）に対応した法務局又は地方法務局（§8の表の②欄参照）の総務課に提出してください。申請に当たっては、申請者に都合の良い受験地を選んでください。

例えば、東京の試験場で口述試験を受験したい場合は、§8の表にあるとおり、東京法務局の総務課又は横浜地方法務局から新潟地方法務局までのいずれかの地方法務局の総務課に提出してください。

(3) 郵送により申請する場合には、封筒の表に「土地家屋調査士受験」と朱書きした上、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（50円）をはり、受験しようとする試験場の所在地（受験地）（§8の表の①欄参照）を管轄する法務局又は那覇地方法務局の総務課（ただし、筆記試験免除申請者の場合は、那覇地方法務局を除く）あてに、必ず書留郵便で送付してください。

例えば、東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課に提出してください。

(4) 受験申請書の受付後は、受験地の変更は認めません。

(5) 受け付けた受験申請書は、返還しません。

(6) 受験申請書に記載する氏名及び生年月日は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください（受験申請書(2)裏面の「記入に当たっての注意事項」参照）。

(7) 筆記試験受験票が到着しない場合には、念のため受験しようとする試験場の所在地（受験地）

（§8の表の①欄参照）を管轄する法務局又は那覇地方法務局の総務課に問い合わせてください。

(8) 受験申請書の受付後に住所等に変更があった場合には、直ちに受験申請書を提出した法務局又は地方法務局の総務課にその旨を申し出てください。

(9) 身体の機能に著しい障害のある方については、障害の状況により必要な範囲で措置を講じることがありますので、受験の申請に先立ち、筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）（§8の表の①欄参照）を管轄する法務局又は那覇地方法務局の総務課まで御相談ください。

### §3 筆記試験の期日及び時間割等

1. 期 日 平成19年8月19日（日曜日）

#### 2. 試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

(1) 民法に関する知識

(2) 登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

(3) 土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア 平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）

イ 作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

(4) その他土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

#### 3. 試験の時間割等

	時 間	試 験 の 内 容
試験場集合時刻	午前9時	
午前の部	午前9時30分から正午まで	上記2. (1)、(2)及び(4)
午後の部	午後1時30分から午後3時30分まで	上記2. (3)

#### 4. 試験の方法、配点及び合格判定の方法

(1) 午前の部の試験及び午後の部の試験とも、多肢択一式及び記述式により実施します。

(2) 午前の部の試験は、多肢択一式問題が20問で50点満点、記述式問題が2問で50点満点、午後の部の試験は、多肢択一式問題が10問で60点満点、記述式問題が1問で40点満点です。

(3) 午前の部の試験及び午後の部の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とします。

## 5. 試 験 場

- (1) 法務局又は那覇地方法務局（§ 8の表の①欄参照）ごとに、それぞれの局が指定した場所（筆記試験受験票に記載されます。）で行います。
- (2) 指定した試験場以外の試験場では受験することができません。

## 6. 携 行 品

- (1) 筆記試験受験票
- (2) 筆記具等（黒インクのペン、万年筆又はボールペン（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せるものは不可。）、インク（黒色）、三角定規、製図用コンパス、三角スケール、分度器、鉛筆（HB）、プラスチック消しゴム、電卓（予備を含めて、2台までとする。）及びそろばん）

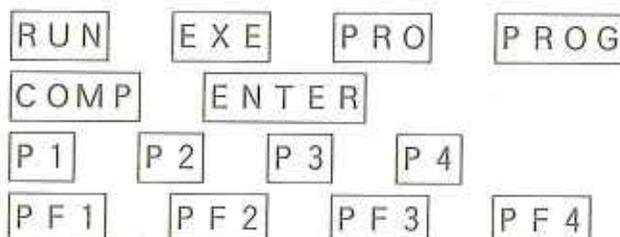
(注) 1. 筆記具等以外の器具、六法全書その他の図書の使用は認めません。

ただし、問題検討のため、問題用紙に限りラインマーカー又は色鉛筆の使用を認めます。

2. 多肢択一式用答案用紙への解答の記載は、鉛筆（HB）に限ります。それ以外の筆記用具を使用した場合には、採点されません。
3. 記述式用答案用紙への解答の記載は、ペン、万年筆又はボールペン（いずれも黒色のインクに限る。ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せるものは不可。）に限ります。それ以外の筆記用具を使用した場合には、採点されません。
4. 電卓は、午前の部の試験及び午後の部の試験とも、使用することができます。ただし、下記の電卓は使用することができません。

### ① プログラム機能があるもの

次に示すようなキーのあるものは、プログラム機能等を有しているため、使用できません。  
〈プログラム関連キー〉



### ② プリント機能があるもの

### ③ アルファベットやカナ文字が入力できるもの

### ④ 電池式以外のもの

※ 使用することができない電卓を使用した場合には、受験の中止を命ずることがあります。

5. 試験場内では、携帯電話の使用はできません。

6. 試験場内では、耳栓の使用はできません。

## 7. 筆記試験の結果の発表

- (1) 受験地を管轄する法務局又は那覇地方法務局及び当該法務局管内の地方法務局において、平成19年10月24日（水曜日）の午後4時にその受験地（当該法務局管内の地方法務局にあつては、当該法務局の管轄区域内の受験地）で受験して合格した者及び認定者について掲示して行うほか（例えば、高松の試験場で筆記試験を受験した場合は、高松法務局、徳島地方法務局、高知地方法務局及び松山地方法務局において掲示します。）、管区法務局（§ 8の表の①欄参照。ただし、那覇地方法務局を除く。）から、直接、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行います。このうち、合格通知書は、口述試験受験票となります。また、同日の午後4時に、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）にも合格者及び認定者の受験番号を掲載します。

なお、筆記試験の合格又は認定を受験地の掲示又は法務省ホームページへの掲載により確認したにもかかわらず、合格通知書又は認定通知書が10月30日（火曜日）までに到着しない場合には、管区法務局の総務課まで問い合わせてください。

- (2) 筆記試験合格者については、更に口述試験を実施し、合否を決定します。口述試験の日時等については、§ 4を参照してください。

- (3) 認定者については、その申請によりその後に行われる午後の部の筆記試験が免除されます。

## 8. お知らせ

(1) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。ただし、途中で退出する場合には、持ち帰ることができません。

なお、試験問題の内容についての照会には、一切応じません。

(2) 筆記試験の結果発表の際に、多肢択一式試験については正解を、記述式試験については出題の趣旨を公表します。

なお、公表した内容についての照会には、一切応じません。

(3) 筆記試験について、希望者に対して成績通知を実施します。

なお、試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

## § 4 口述試験の日時等

### 1. 日 時

平成19年11月5日（月曜日）（なお、時間は、口述試験受験票に記載されます。）

### 2. 試験範囲

§ 3, 2. (1), (2)及び(4)に掲げる事項について行います。

### 3. 試験場

管区法務局（§ 8の表の①欄参照。ただし、那覇地方法務局を除く。）ごとに、それぞれの局が指定した場所（口述試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

### 4. 携行品

口述試験受験票及び筆記具（黒インクの万年筆又はボールペン）

なお、筆記試験免除申請者の口述試験受験票は、筆記試験の結果発表後、管区法務局から本人に対して発送しますが、口述試験受験票が10月30日（火曜日）までに到着しない場合には、当該法務局の総務課まで問い合わせてください。

## § 5 法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成19年4月1日（日曜日）現在において施行されているものとします。

## § 6 最終合格者の発表

1. 受験地を管轄する法務局又は那覇地方法務局及び当該法務局管内の地方法務局において、平成19年11月27日（火曜日）の午後4時に、その受験地（当該法務局管内の地方法務局にあつては、当該法務局の管轄区域内の受験地）で受験して最終合格した者の受験番号及び氏名を掲示して行うほか（例えば、高松の試験場で口述試験を受験した場合は、高松法務局、徳島地方法務局、高知地方法務局及び松山地方法務局において掲示します。）、同日の午後4時に、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）に合格者の受験番号を掲載します（筆記試験免除申請者の最終合格者の発表は、口述試験の受験地を管轄する法務局になります。）。また、12月14日（金曜日）に最終合格者の受験番号及び氏名を官報に公告します。

なお、本人には土地家屋調査士試験合格証書を交付します。

2. 今回の筆記試験に合格した者は、その申請によって次回（平成20年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及びその後に行われる午後の部の筆記試験が免除されます。

3. 試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

## § 7 そ の 他

1. 試験当日は、試験場において、試験に関する種々の注意、指示等がありますので、必ず、試験開始時刻の30分前までに、試験場の所定の席に着席してください。
2. 試験開始時刻に遅れた場合には、遅刻時間の長短及び理由のいかんにかかわらず、受験することができません。
3. 試験場における注意事項を厳守し、その他の事項については、係員の指示に従ってください。

## § 8 法務局及び地方法務局の所在地等

平成19年度の土地家屋調査士試験から、筆記試験の試験場が、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、那覇、仙台、札幌及び高松の9会場となりました。

例えば、東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、下の表にあるとおり、東京法務局の総務課又は横浜地方法務局から新潟地方法務局までのいずれかの地方法務局の総務課に、受験申請書類を提出してください。

①受験地	②受験申請書類の提出局			
	局 名	所 在 地	郵便番号	電話番号
東京管内	東京法務局	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03)5213-1323
	横浜地方法務局	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045)641-7423
	さいたま *	さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま法務総合庁舎	330-8513	(048)863-2212
	千葉 *	千葉市中央区中央港1-11-3	260-8518	(043)302-1311
	水戸 *	水戸市北見町1-1 水戸地方法務合同庁舎	310-0061	(029)227-9911
	宇都宮 *	宇都宮市小幡2-1-11	320-8515	(028)623-0911
	前橋 *	前橋市大手町2-10-5	371-8535	(027)221-4466
	静岡 *	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054)254-3557
	甲府 *	甲府市北口1-2-19 甲府地方合同庁舎	400-8520	(055)252-7151
	長野 *	長野市旭町1108	380-0846	(026)235-6611
	新潟 *	新潟市西大畑町5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025)222-1561
大阪管内	大阪法務局	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06)6942-1486
	京都地方法務局	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	602-8577	(075)231-0148
	神戸 *	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078)392-0461
	奈良 *	奈良市高畑町552	630-8301	(0742)23-5534
	大津 *	大津市京町3-1-1	520-8516	(077)522-4671
	和歌山 *	和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎	640-8552	(073)422-5131
名古屋管内	名古屋法務局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052)952-8175
	津地方法務局	津市丸之内26-8 津合同庁舎	514-8503	(059)228-4191
	岐阜 *	岐阜市金竜町5-13	500-8729	(058)245-3182
	福井 *	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776)22-5090
	金沢 *	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076)292-7813
	富山 *	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076)441-0550

広島管内	広島法務局の 管轄区域内 (広島県)	広島法務局	広島市中区上八丁堀 6-30	730-8536	(082)228-5697
		山口地方法務局	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	753-8577	(083)922-2295
		岡山 *	岡山市南方 1-3-58	700-8616	(086)224-5656
		鳥取 *	鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎	680-0011	(0857)22-2191
		松江 *	松江市母衣町50 松江法務合同庁舎	690-0886	(0852)32-4200
福岡管内	福岡法務局の 管轄区域内 (福岡県)	福岡法務局	福岡市中央区舞鶴 3-9-15	810-8513	(092)721-9398
		佐賀地方法務局	佐賀市城内 2-10-20	840-0041	(0952)26-2149
		長崎 *	長崎市万才町 8-16	850-8507	(095)826-8127
		大分 *	大分市城崎町 2-3-21	870-0045	(097)532-3161
		熊本 *	熊本市大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎	862-0971	(096)364-2145
		鹿児島 *	鹿児島市鴨池新町 1-2	890-8518	(099)259-0667
		宮崎 *	宮崎市旭 2-1-18	880-8513	(0985)22-5124
	那覇地方法務局の 管轄区域内 (沖縄県)	那覇 *	那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951
		那覇 *	那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951
		那覇 *	那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951
仙台管内	仙台法務局の 管轄区域内 (宮城県)	仙台法務局	仙台市青葉区春日町 7-25	980-8601	(022)225-5611
		福島地方法務局	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024)534-1941
		山形 *	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023)625-1343
		盛岡 *	盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎	020-0023	(019)624-1141
		秋田 *	秋田市山王 7-1-3	010-0951	(018)862-6531
		青森 *	青森市長島 1-3-5 青森第 2 合同庁舎	030-8511	(017)776-6231
札幌管内	札幌法務局の 管轄区域内 (もよりの法 務局等におた ずねくださ い。)	札幌法務局	札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	060-0808	(011)709-2311
		函館地方法務局	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138)23-7511
		旭川 *	旭川市花咲町 4-2272	070-8645	(0166)53-2311
		釧路 *	釧路市幸町 10-3	085-8522	(0154)31-5010
高松管内	高松法務局の 管轄区域内 (香川県)	高松法務局	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087)821-6191
		徳島地方法務局	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088)622-4171
		高知 *	高知市小津町 4-30	780-8509	(088)822-3331
		松山 *	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089)932-0888